**「台湾友好祭in菊池地域２０２６」イベント事業業務委託に係る**

**企画コンペ実施要領**

　菊池地域観光推進協議会が実施する「「台湾友好祭in菊池地域２０２６」イベント事業業務委託」（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

**１ 業務の目的**

世界最大の半導体受託製造企業であるTSMCの管内進出により、台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者や来訪者が増えており、今後も増加していく見込みである。

そこで、菊池地域の住民と台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者・来訪者を対象に、双方の文化・魅力を相互に発信し、交流できるイベントを開催することで、異なる文化の相互理解の促進に繋げる。また、菊池地域の観光資源や食・文化の魅力をPRすることで、菊池地域における人流の活性化を促し、更なる地域振興へと結びつける。

**２ 事業の概要及び委託する業務内容**

　　別紙「「台湾友好祭in菊池地域２０２６」イベント事業業務委託基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

**３ 委託期間**

　　委託契約締結日から、令和８年（２０２６年）３月９日（月）までとする。

**４ 委託料**

　　２，４００，０００円を上限とする。

**５ 参加資格等**

（１）県内に本店、支店又は営業所があること。

（２）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、業務委託契約等入札参加資格者名簿に記載された者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者でないこと。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第２項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。

（５）国又は地方公共団体による指名停止処分を受けていないこと。

（６）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（７）暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。

**６ 委託業者の決定方法**

　 応募者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

**７ 質問と回答**

1. 企画コンペに関する質問は、以下の連絡先にメールにより提出し、送信後、電話にて送信した旨の連絡を行うこと。なお、質問は、令和７年（２０２５年）

１０月２２日（水）までとし、それ以降は受け付けない。

【連絡先】E-mail ：hokusoushinkou26@pref.kumamoto.lg.jp

 電話番号 ：0968-25-4121

 担 当 ：菊池地域観光推進協議会事務局

（熊本県県北広域本部振興課）　　坂田

1. 質問があった事項については、当該企画コンペについて質問した者及び企画コンペ参加表明書の提出をした者へメールで回答する。

**８ 企画コンペの参加登録**

企画コンペへの参加を希望する者は、令和７年（２０２５年）１０月２２日（水）までに、企画コンペ参加表明書（様式１）をメールにより提出し、送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。

 【連絡先】上記７の（１）を参照

**９ 企画提案書の提出**

　（１）提出書類

　　　ア　企画コンペ参加申込書（様式２）

　イ　「台湾友好祭in菊池地域２０２６」イベント事業業務提案説明書（様式

３）

　　　ウ　「台湾友好祭in菊池地域２０２６」イベント事業業務企画提案書（Ａ４版、カラー印刷、両面印刷可）

　　　エ　委託業務実施スケジュール（様式自由）

　　　オ　「台湾友好祭in菊池地域２０２６」イベント事業業務参考見積書（様式自由）

 カ　事業者の取組に関する申出書（様式４）

　　　キ　類似事業の実績

　（２）提出部数

　　　　７部（うち正本１部）

　（３）提出期限

　　　　令和７年（２０２５年）１０月２８日（火）正午まで

　（４）提出方法

　　　　持参又は郵送（いずれの場合も期限必着）

　（５）提出先

　　　　〒８６１－１３３１

菊池市隈府１２７２－１０

　　　　菊池地域観光推進協議会事務局（熊本県県北広域本部総務部振興課）

　担当：坂田

　（６）プレゼンテーション

　　　①日　　時：令和７年（２０２５年）１０月３０日（木）予定

　　　②場　　所：熊本県県北広域本部（時間等の詳細は別途連絡）

　　　③実施時間：参加者１者につき３０分（企画提案書の説明２０分、質疑１０分）

　　　　※実施日について変更がある場合は、参加者に通知する。

※審査会参加者による説明でのパソコン等の電子機器は使用可とする。なお、モニターは当協議会で準備する。その際、電子機器は当日実施場所に各自持ち込むこと。

**１０ 受託者の選定方法**

９（１）の提出書類及び９（６）のプレゼンテーションをもとに、次の事項について、別に定める審査要領に基づき審査を行い、契約候補者を決定するものとする。

ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

（１０６点満点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 評価項目 | 配点 |
| 内容理解 | ・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 | ２０点 |
| 企画内容 | ・菊池地域の住民と移住者が互いの文化や地域性について知り、交流を深められる効果的な内容となっているか。 | １０点 |
| ・台湾と菊池地域両者の文化をそれぞれ直接体験できる文化交流ブースは幅広いジャンルの内容となっているか。 | １０点 |
| ・飲食・物販店舗の選定は、バランスを考慮したうえで提案されているか。 | １０点 |
| ・来場者が周遊しやすいレイアウトであり、雨天時の対応も十分に想定されているか。 | １０点 |
| ・移住者や菊池地域の住民の来場を促す企画は、効果的で集客が見込めるか。 | １０点 |
| ・来場者がイベント終了後にも菊池地域に来訪してもらえるような仕掛けは効果的な内容となっているか。 | １０点 |
| 実施体制及びスケジュール | ・本業務遂行に当たり、十分な施行能力や類似業務の受託実績があるか。 | ５点 |
| ・本業務遂行のために必要な運営体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、円滑な事業運営ができるものとなっているか。 | ５点 |
| ・業務スケジュールが計画的で、事業実施が可能なものになっているか。 | ５点 |
| ・業務内容に対し、見積価格は適当か。 | ５点 |
| 加点項目事業者の取組（公告日現在） | ・熊本県ブライト企業の認定を受けている。 | １点 |
| ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。 | １点 |
| ・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証を受けている。 | １点 |
| ・森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある。 | １点 |
| ・熊本県ＳＤＧｓ登録制度に登録している。 | １点 |
| ・パートナーシップ構築宣言に登録している。 | １点 |

**１１ 失格要件**

　次の場合は失格とする。

（１）審査の結果、審査員の評価合計点の平均点が６０点に満たない場合

（２）期限までに企画提案書を提出しなかった場合

（３）企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合

（４）企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

**１２ 費用弁償**

　　企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

**１３ 結果の通知**

　　企画コンペの結果は、採用・不採用に関わらず、企画コンペ参加表明書（様式１）記載のメールアドレス宛に通知する。

**１４ 日程**

（１）県ホームページにおける公募開始

令和７年（２０２５年）１０月１５日（水）

（２）参加表明書、質問書の提出期限

　　令和７年（２０２５年）１０月２２日（水）

（３）企画提案書等の提出期限

　　令和７年（２０２５年）１０月２８日（火）正午

（４）企画提案に係るプレゼンテーション

令和７年（２０２５年）１０月３０日（木）予定

※変更がある場合は、参加者に通知します。

（５）審査結果通知

令和７年（２０２５年）１０月３１日（金）予定

（６）見積徴取、契約の締結

令和７年（２０２５年）１１月上旬

**１５ その他**

1. 提出された提案書は返却しない。
2. 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自

由）を提出すること。

1. 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
2. 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担と

する。

1. 企画コンペの参加者が１者であっても実施する。
2. 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。